

令和4年1月20日

大津東小学校保護者 様

大津町立大津東小学校
校長 武藤 将司

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業等の基準について（お知らせ）

厳冬の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。

保護者の皆様には、日頃より本校教育活動へのご協力及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、「感染症に係る臨時休業等」につきましては、下記に示した県の基準を踏まえて、大津町教育委員会と連携し、児童の学びの保障や心身の影響を考慮した上で、総合的に判断いたします。なお、この基準は、あくまでも原則であり、大津町教育委員会や学校の判断で強い措置への変更もあり得ることをご理解ください。

記

（１）学校内に感染者（学校に２週間以上来ていない者の発症を除く）が判明した場合

	基 準	措 置
①	感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定が行われていない場合 (校内の感染状況を把握するために、必要に応じて別紙「校内の濃厚接触者等の候補者リスト」を活用する)	特定が行われるまでの間、全部又は一部の臨時休業を行う。(特定後、②の基準に該当する場合は②の措置を行う。)
②	感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定が行われた場合	学級閉鎖 (５～７日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する)
	㊦同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ㊧感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ㊨１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ㊩その他、設置者が必要と判断した場合	学年閉鎖
	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染拡大の可能性が高い場合	学校全体の臨時休業

（２）学校内に感染者はいないが、県内において感染拡大している場合

緊急事態宣言、またはまん延防止等重点措置区域となる等、県内において感染が拡大している場合、県教育委員会は、県内の全部または一部の学校の臨時休業もしくは時差登校、時間短縮等を検討し、感染拡大防止上必要な期間、適切な対応を行う。

（３）給食後下校等の対応も考えられますので、そうなった場合の、児童の預け先の確認などもよろしく願います。